

守口市立保育所の民間移管に関する基本方針

平成 28 年 7 月

守口市

目次

はじめに	1
1. 民間移管の実施方法	2
2. 民間移管の選考方法	4
3. 民間移管により実施する教育・保育内容	6
4. 工程表	9

はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「守口市子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）」及び平成 27 年 11 月に策定した「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）」に基づき、市立幼稚園と市立保育所の再編を積極的に進めているところです。

支援事業計画の重点方針では、「公立施設にあっては、効率的な運営が可能となるよう施設数の集約化を図りつつ、認定こども園への移行にあわせて教育・保育の充実を図る」ことが掲げられました。また、基本計画では、本市の取り組みの方向性として、「就学前の教育・保育サービスの提供については、民間事業者からの提供を基本とする」こととし、再編の具体的計画では平成 30 年度に市立保育所 5 園を民間移管することとしています。

これらを踏まえ、市立保育所の民間移管を実施する場合の基本的な市の考え方を「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」として策定しました。

なお、個別具体的な事項については、本内容を基準としながら民間移管する施設の状況や本市における保育サービスを勘案したうえで、守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会や保護者、地域のご意見を伺いながら決定していくこととします。

1. 民間移管の実施方法

本市では、基本計画にもあるとおり、民間移管を実施することで、市立幼稚園及び市立保育所を集約化していくこととします。

民間移管とは、既存の市立保育所の設置・運営主体を民間法人（社会福祉法人や学校法人等）に引き継ぐことをいいます。そのため、民間移管を行った保育所は、市立施設ではなくなり、民間施設として運営されることとなります。

(1) 移管先の事業者

移管先の対象となる事業者については、本方針に基づき作成する募集要領に従い、公募による募集を行います。また、実績を重視した選定を行うため、現に守口市内で認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを運営している「社会福祉法人」または、「学校法人」を対象とし、営利法人や株式会社は対象外とします。

募集の結果、移管法人が決定しなかった場合には、募集範囲を守口市内から大阪府内に広げ、現に認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを運営している「社会福祉法人」または、「学校法人」とする予定です。

(2) 移管後の施設形態

民間移管後の施設運営形態は、本市の教育・保育行政に対する市民ニーズを踏まえ、1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもが通園することのできる「幼保連携型認定こども園」とします。

また、提供すべき教育・保育・子育て支援事業又は保育・子育て支援事業の内容について、市と法人が協定を締結し、実施することができる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とします。公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく、協定に従って教育及び保育等を行わず、市の勧告にも従わない場合は、市は移管法人に対し、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人の指定を取り消すことができます。取消し処分を受けた移管法人は、当該公私連携幼保連携型認定こども園について、廃止の認可を申請することとなります。

(3) 民間移管を行う保育所と実施時期

民間移管を行う市立保育所は基本計画にあるとおり、梶保育所、藤田保育所、西保育所、八雲東保育所、北寺方保育所の5園とし、実施する時期は平成30年4月1日からとします。また、佐太保育所及び大宮保育所についても、平成29年度末で閉園し、平成30年度からは佐太保育所の在園児童については運営主体が民間法人となる梶保育所の仮園舎として使用される現佐太保育所で引き続き保育・教育を受け、平成31年度に現在の梶保育所の地に新築される民間法人の新園舎に移っていただくこととなります。また、大宮保育所の在園児童については、平成30年度から現北寺方保育所の民間移管園に転園していただくこととなります。

(4) 移管時の施設について

梶保育所を除く4園については、現状の施設のまま移管を行います（現状移管）。

梶保育所については、移管後、平成30年度中に現在の施設の建て替えを移管事業者が行い、平成31年度から新園舎での保育を行います（建て替え移管）。なお、施設の建て替えを行っている間については、現佐太保育所を仮園舎として、保育・教育を行います。また、平成30年度には、移管法人による通園バスを運行させ、平成30年3月31日から引き続き在園する園児については無料で利用出来ることとします。

(5) 土地・建物の使用及び帰属について

移管園の土地については無償貸与、建物については無償譲渡とします。また、移管法人が希望する必要な備品については無償譲渡とします。

建物は、各施設とも竣工後40年以上が経過しているため、建て替え移管の梶保育所を除く4園については、今後、施設の補修や改修等を行う必要があります。市が移管前に施設の補修等を行うとともに、移管後についても民間事業者が施設の補修や改修等を行うことが出来るよう市が積極的な財政支援に努めます。

2. 民間移管の選考方法

応募のあった法人に対して、書類選考及びヒアリング、施設実地調査、経営状況調査等を行います。また、外部有識者や市民等から構成する守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保します。

なお、移管先法人の募集方法は、条件が異なる梶保育所と梶保育所以外の4園を分けて行うこととします。

(1) 梶保育所以外の4園（北寺方保育所・西保育所・八雲東保育所・藤田保育所）にかかる募集

応募法人には、梶保育所を除く4園について最大第4希望まで移管を受けたい保育所の指定を求め、応募法人の中で法人に得点を付し順位付けを行い、順位の高い順に、移管法人候補及び対象保育所を決定します。

下表の例では、A法人は八雲東保育所、B法人は西保育所、C法人は希望園がないため落選、D法人は北寺方保育所、E法人は藤田保育所を運営する移管法人候補として選考されることとなります。

(例)

応募法人	得点 順位	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	備考
A法人	1	八雲東保育所	藤田保育所	西保育所	(記載なし)	
B法人	2	八雲東保育所	西保育所	(記載なし)	(記載なし)	
C法人	3	西保育所	八雲東保育所	(記載なし)	(記載なし)	落選
D法人	4	北寺方保育所	八雲東保育所	藤田保育所	(記載なし)	
E法人	5	西保育所	八雲東保育所	北寺方保育所	藤田保育所	

(2) 梶保育所にかかる募集

梶保育所は他の保育所と募集条件が異なる点（移管事業者による園舎の建替え、佐太保育所での1年間の保育、通園バスの運行など）を示した上で、別途募集し選考します。

応募法人には、選考委員会が定める基準により審査を行い得点を付し順位

付けを行い、第1順位の応募法人を移管法人候補とします。

(3) 運営する園数に関する制限

今回の民間移管において1法人当たり運営できる園数は、原則として1園とします。ただし、梶保育所と梶保育所以外の保育所については、募集を分けて行うことから、それぞれに応募することが出来ることとします。そのため梶保育所と梶保育所以外の保育所を併せて運営しようとする場合は、1法人あたり最大で2園までとします。

3. 民間移管により実施する教育・保育内容

民間移管園においては、次に掲げる教育・保育内容を標準として、移管法人が運営実施することとします。

なお、移管法人の提案等により、休日保育事業や病児保育事業などを追加実施することも可能とします。

(1) 開所日及び開所時間

開所日は、月曜日から土曜日までとし、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休所日とします。

開所時間は現行の市立保育所の開所時間である7時30分から18時30分までの11時間は継続するとともに、延長保育時間を必ず設けることとします。なお、延長保育時間については、民間移管を行う平成30年度の市立施設の延長保育時間の状況を踏まえ設定することとします。

(2) 職員配置

基本計画にあるとおり、民間移管に当たっては、原則として市立施設の職員配置に関する現行の水準（下記表「③ 職員配置に関する水準」参照）を維持するとともに、次の要件を満たすこととします。

① 施設長

認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて、施設長の実務経験を有するものを専任で配置することとします。

② 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすることとします。

③ 職員配置に関する水準

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
職員配置	3対1	5対1	6対1	15対1	30対1	30対1

※3歳児の1学級あたりの子どもの人数は25人以下とし、4歳児及び5歳児の1学級あたりの子どもの人数は30人以下とします。

(3) 認可定員及び定員構成

基本計画との整合性を確保するための募集計画と整合性をもたせる定員を設定します。(移管時に在園している子どもについては、移管園に引き続き在園できます。)

(4) 教育・保育の内容等

民間移管園での教育・保育の内容の実施にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する本市との協定書に現在市立保育所で実施している教育・保育内容を引き継ぐとともに、次の事項を遵守し市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力する旨を明記することとします。

- ① 0歳児から5歳児までの児童を受け入れることとします。
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施することとします。
- ③ これまで市立保育所が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の受入れを義務づけることとします。
- ④ 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させることとします。
- ⑤ 市立施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ることとします。
- ⑥ 市立保育所がこれまで培ってきた地域との交流を継続することとします。

(5) 保護者負担額について

移管対象の保育所に在園している園児が、移管後も当該園に在籍する場合(佐太保育所にあつては梶保育所民間移管園、大宮保育所にあつては北寺方保育所民間移管園に転園する場合を含む。)に民間移管により保護者負担額等の費用が増となる場合については、市が負担することとします。

(6) 引継ぎ保育・共同保育の体制に関すること

引継ぎ保育の期間は、原則として1年間(平成29年度中)とします。

なお、移管後に当該保育所に勤務予定の職員のうち、園長予定者などの施

設管理者等については、平成 29 年 4 月から当該市立保育所で引継ぎ保育を行うこととし、その他の職員（保育教諭、看護師、調理員等）についても順次、共同保育を実施することとします。

(7) 三者協議会の設置について

市立保育所の民間移管に際しては、移管事業者決定後、速やかに移管事業者と市、保護者で構成される三者協議会を移管保育所ごとに設置し、今後の施設運営方法等について話し合うこととします。また、三者協議会は移管前までは本市が主催することとし、開催場所や時期等については、いずれか一方から要請が合った場合に随時、当該協議会を開催できるものとします。なお、移管後についても、移管法人が主体となって、当分の間、三者協議会を継続することとします。

4. 工程表

